

確認検査手数料規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定める「株式会社高良 GUT 確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社高良 GUT(以下「当社」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(確認検査手数料)

第 2 条 業務規程第 46 条に規定する手数料の額は、確認申請、中間検査申請、完了検査申請、仮使用認定申請 1 件につき、建築物にあつては別表 1 に掲げる額、建築設備にあつては別表 2 に掲げる額、工作物にあつては別表 3 に掲げる額とする。

(印刷追加手数料)

第 3 条 電子申請を行うものについて、消防同意依頼がある場合、必要書類の電磁的記録を当機関にて紙面印刷して消防同意を行う場合は、以下の印刷・折り等の手数料を追加するものとする。
紙面 (印刷合計 100 枚ごと・切り上げ) 2,000 円

(電子申請時の副本の交付に係る追加手数料)

第 4 条 電子申請時には電子情報処理組織にて副本の交付を行うが、それに加え紙面による交付を希望する場合は、以下の印刷・折り等の手数料を追加するものとする。
紙面 (100 枚ごと・切り上げ) 2,000 円

(その他の手数料)

- 第 5 条 軽微変更報告書の手数料の額 2,000 円
- 2 建築主等変更届、工事監理者届、工事施工者届、記載事項変更届の事務手続き手数料の額 1,000 円
 - 3 法第 6 条第 1 項第 4 号の建築物に設ける建築設備の加算の額 別表 2 に掲げる額。
 - 4 追加説明書 (完了検査) の手数料の額は計画変更と同金額とする。ただし変更の概要が軽微変更と同等な場合については 2,000 円とする。

(遠隔地検査加算手数料)

第 6 条 中間検査、完了検査、仮使用認定検査の対象となる工事施工場所が、当社事務所を基点とした直線距離が別表 4 に該当するときは、本手数料規程の手数料の額を加算した額とする。なお 60 km を超える場合はその都度協議を行う。

(確認申請手数料の減額)

- 第 7 条 当社は、第 2 条に定める手数料の額を種々の状況を勘案して、減額することができる。
- 2 減額の対象となるのは、建築物確認申請引受数が年間(前年 4 月 1 日~3 月 31 日)100 件以上の代理者・工事施工者とする。
 - 3 減額後の手数料は別表 5 に掲げる額とする。

(その他)

第 8 条 確認検査は、この規程に基づく手数料に記載のない内容を含む場合など、この規程の適用をできない場合は、その都度協議を行い手数料を算定する。

附則

(適用期日)

この規程は令和 4 年 3 月 1 日受付のものから適用する。

確認検査手数料

別表1 建築物

単位 (円)

建築物の規模 (延べ床面積 m ²)	区 分	建築確認	中間検査	完了検査		計画変更	仮使用認定
				中間検査あり	中間検査なし		
200 以内	法第6条の4の特例を受ける建築物	50,000	50,000	50,000	62,500	30,000	30,000
	上記以外	62,500	62,500	62,500	75,000	37,500	37,500
200 超～500 以内	法第6条の4の特例を受ける建築物	100,000	100,000	100,000	112,500	60,000	60,000
	上記以外	125,000	112,500	112,500	125,000	75,000	75,000
500 超～1,000 以内	全ての建築物	150,000	125,000	125,000	175,000	90,000	90,000
1,000 超～2,000 以内	全ての建築物	180,000	140,000	140,000	160,000	108,000	108,000
2,000 超～3,000 以内	全ての建築物	250,000	150,000	185,000		135,000	135,000
3,000 超～4,000 以内	全ての建築物	310,000	160,000	200,000		150,000	150,000
4,000 超～5,000 以内	全ての建築物	360,000	180,000	220,000		165,000	165,000
5,000 超～6,000 以内	全ての建築物	410,000	190,000	230,000		190,000	190,000
6,000 超～8,000 以内	全ての建築物	460,000	210,000	245,000		210,000	210,000
8,000 超～10,000 以内	全ての建築物	510,000	230,000	265,000		230,000	230,000

- 一 建築物の規模とは、申請する敷地における建築物の延べ床面積をいう。
- 二 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該変更に係る直前の確認を当社以外から受けている場合 上表の建築確認の額
- 三 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該変更に係る直前の確認を当社から受けている場合 上表計画変更の額
- 四 当社が確認審査中であつた建築物の計画を大規模に変更して建築物を建築する場合 上表計画変更の額
- 五 構造設計適合性判定を受けた申請に係る追加費用は 1,000 m²以内の場合 50,000 円、1,000 m²以上の場合 80,000 円を加算する。

別表 2 建築設備

単位 (円)

	建築確認	完了検査	計画変更	仮使用認定
令第 146 条第 1 項に掲げる建築設備	36,000	52,000	36,000 (20,000)	36,000
エレベーター (認定型式)	18,000	26,000	18,000 (10,000)	18,000
エレベーター (上記以外)	36,000	52,000	18,000 (10,000)	18,000
小荷物専用昇降機	18,000	26,000	18,000 (10,000)	18,000

() の金額は、確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該変更に係る直前の確認を当社から受けている場合の額

別表 3 工作物

単位 (円)

	建築確認	完了検査	計画変更	仮使用認定
よう壁 (高さ 5m 以下)	45,000	72,000	45,000	45,000
よう壁 (高さ 5~7m 以下)	68,000	108,000	68,000	68,000
その他の工作物 (1 基につき)	45,000	72,000	45,000	45,000

令第 138 条第 3 項第 2 号の自動車車庫に供する工作物 築造面積を別表 1 の建築物の規模に読み替えて適用する。

別表 4 遠隔地加算手数料

単位 (円)

当社を基点とした現地までの直線距離	加算金額
25 km を超え 40 km 以内の場合	10,000
40 km を超え 60km 以内の場合	15,000

別表 5

		建築物の規模 (延床面積)	手数料
建築物審査		～100 m ²	34,000 円
		100 m ² 超～200 m ²	37,000 円
		200 m ² 超～500 m ²	58,000 円
		500 m ² 超～2,000 m ²	97,000 円
計画変更		～100 m ²	26,000 円
		100 m ² 超～500 m ²	29,000 円
		500 m ² 超～2,000 m ²	59,000 円
検 査	中間検査	～200 m ²	28,000 円
		200 m ² 超～500 m ²	33,000 円
		500 m ² 超～2,000 m ²	37,000 円
	完了検査 (中間検査なし)	～200 m ²	30,000 円
		200 m ² 超～500 m ²	35,000 円
		500 m ² 超～2,000 m ²	46,000 円
	完了検査 (中間検査あり)	～200 m ²	28,000 円
		200 m ² 超～500 m ²	33,000 円
		500 m ² 超～2,000 m ²	43,000 円
構造計算適合判定に係る申請費用 加算		～1,000 m ²	50,000 円
		1,000 m ² 超	80,000 円
エレベーター	審査 (※1)	ホームエレベーター	10,000 円
		上記以外	19,000 円
	検査	ホームエレベーター	15,000 円
		上記以外	28,000 円
工 作 物 (よう壁)	審査	計画変更は同額	12,000 円
	検査		12,000 円

※1 エレベーター・ホームエレベーターの計画変更は確認審査料金の半額とする。

※2 建築物の規模が 2,000 m²超～10,000 m²以内の場合は減額しない。